

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2021年 3 月26日

【会社名】

株式会社ALBERT

【英訳名】

ALBERT Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 松本 壮志

【本店の所在の場所】

東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号

【電話番号】

(03)5937-1610(代)

【事務連絡者氏名】

執行役員 経営管理部長 村上 嘉浩

【最寄りの連絡場所】

東京都新宿区北新宿二丁目21番 1 号

【電話番号】

(03)5937-1610(代)

【事務連絡者氏名】

執行役員 経営管理部長 村上 嘉浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当 4,657,500円

(注) 本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	750株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、同年3月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度と同様の制度(譲渡制限付株式報酬制度と合わせて以下「本制度」といいます。)を当社の執行役員及び従業員(対象取締役と合わせて以下「当社役職員」といいます。)にも導入することを決議いたしました。

また、同日開催の当社第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与とは含まない。)とすること、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は5,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度に基づき、2021年3月26日開催の取締役会決議に基づき対象取締役1名及び当社執行役員5名(以下「割当対象者」といいます。)に対して行われるものです。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で、概要、後記(本制度の概要等)に記載の(1)から(5)までの内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社の普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当致します。

本制度の概要等は、以下のとおりです。

(本制度の概要等)

当社役職員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が当社役職員に対して発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける当社役社員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、割当対象者が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的といたしまして、金銭報酬債権及び金銭債権の合計4,657,500円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式合計750株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度を踏まえ、割当予定先である対象取締役及び当社執行役員6名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

(1) 譲渡制限期間

2021年4月23日～2022年4月22日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」といいます。)

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれかの地位にあること。

(3) 本譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他取締役会が正当と認める理由により、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する株数

2021年4月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式に係る譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、任期満了又は定年その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任した場合、当該退任又は退職の時点に、割当対象者が保有する全ての数の本割当株式を当然に無償取得する。

本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下「期間満了時点」といいます。)で、上記(2)、(3)の定めに基づいて譲渡制限が解除されていないものがある場合、当該期間満了時点に、これを当然に無償取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、2021年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

2. 本有価証券届出書の対象とした本自己株式処分は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	750株	4,657,500	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	750株	4,657,500	-

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき割当対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、割当対象者に対する当社第16回定時株主総会から2022年3月開催予定の当社第17回定時株主総会までの期間に係る報酬として譲渡制限付株式の付与を行うために支給された金銭報酬債権又は金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役 1名()	250株	1,552,500円	当社第16回定時株主総会から2022年3月開催予定の当社第17回定時株主総会までの期間分
当社の執行役員 5名	500株	3,105,000円	当社第16回定時株主総会から2022年3月開催予定の当社第17回定時株主総会までの期間分

社外取締役を除きます。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
6,210	-	1株	2021年4月12日(月) ～2021年4月22日(木)	-	2021年4月23日(金)

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社第16回定時株主総会から2022年3月開催予定の当社第17回定時株主総会までの期間に係る報酬として譲渡制限付株式の付与を行うために支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ALBERT 経営管理部	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) 譲渡制限付株式の付与を行うために支給する金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資する方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	425,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、金銭報酬債権又は金銭債権を現物出資財産としており、金銭による払込みを行わないため、手取額はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期)及び四半期報告書(第16期第3 四半期)(以下、「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年3月26日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年3月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2020年6月16日提出の臨時報告書)

1 「提出理由」

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 「報告内容」

特別損失の計上検討について

(1) 当該事象の発生年月日

2020年6月15日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

2020年12月期に実施した外部調査委員会による調査に伴い、調査費用を特別損失として計上することを検討しております。現在、一時会計監査人とも協議中であり、特別損失としての計上及び計上金額が確定次第、改めてお知らせいたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2020年12月期において、特別調査費用総額190百万円を特別損失として計上する予定であります。

(2020年7月27日提出の訂正臨時報告書)

1 「提出理由」

2020年6月16日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、見込額でありました特別損失の金額が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 「訂正事項」

2 報告内容

(2) 当該事象の内容

(3) 当該事象の損益に与える影響額

3 「訂正内容」

(2) 当該事象の内容

(訂正前)

2020年12月期に実施した外部調査委員会による調査に伴い、調査費用を特別損失として計上することを検討しております。現在、一時会計監査人とも協議中であり、特別損失としての計上及び計上金額が確定次第、改めてお知らせいたします。

(訂正後)

2020年12月期に実施した外部調査委員会による調査に伴い、調査費用を特別損失として計上することを検討していましたが、一時会計監査人との協議の結果、特別損失としての計上及び計上金額が確定しましたので、その内容をお知らせいたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

(訂正前)

2020年12月期において、特別調査費用総額190百万円を特別損失として計上する予定であります。

(訂正後)

2020年12月期において、外部調査委員会による調査に伴う調査費用として総額176百万円を特別損失として計上いたしました。

第3 業績の概要

第16期事業年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)の業績の概要

2021年2月15日開催の当社取締役会において承認された第16期事業年度に係る財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,619,004	2,603,793
受取手形	6,372	5,170
売掛金	484,169	552,005
仕掛品	12,944	32,062
前渡金	2,748	885
前払費用	24,891	23,134
その他	1,265	7,524
流動資産合計	3,151,395	3,224,577
固定資産		
有形固定資産		
建物	158,036	156,409
減価償却累計額	13,825	24,352
建物(純額)	144,210	132,056
車両運搬具	5,286	5,286
減価償却累計額	3,819	4,798
車両運搬具(純額)	1,466	488
工具、器具及び備品	42,610	70,657
減価償却累計額	15,428	25,048
工具、器具及び備品(純額)	27,181	45,609
有形固定資産合計	172,859	178,155
無形固定資産		
ソフトウェア	42,438	36,799
ソフトウェア仮勘定	6,555	-
無形固定資産合計	48,993	36,799
投資その他の資産		
投資有価証券	79,743	69,183
敷金及び保証金	191,946	185,108
繰延税金資産	50,695	55,633
長期前払費用	16	16
投資その他の資産合計	322,402	309,941
固定資産合計	544,255	524,895
資産合計	3,695,651	3,749,473

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,934	24,873
短期借入金	96,528	96,528
未払金	80,624	78,496
未払費用	44,777	32,788
未払法人税等	52,600	13,641
未払消費税等	30,289	49,239
前受金	2,558	8,565
預り金	11,606	9,026
その他	27,500	50,000
流動負債合計	358,419	363,158
固定負債		
長期借入金	121,076	24,548
固定負債合計	121,076	24,548
負債合計	479,495	387,706
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,022,967	1,022,967
資本剰余金		
資本準備金	1,022,967	1,022,967
その他資本剰余金	1,436,808	1,436,808
資本剰余金合計	2,459,775	2,459,775
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	187,536	333,651
利益剰余金合計	187,536	333,651
自己株式	462,702	462,702
株主資本合計	3,207,575	3,353,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,729	5,248
評価・換算差額等合計	5,729	5,248
新株予約権	2,850	2,826
純資産合計	3,216,155	3,361,766
負債純資産合計	3,695,651	3,749,473

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	2,324,335	2,703,698
売上原価	841,750	1,031,365
売上総利益	1,482,584	1,672,332
販売費及び一般管理費	1,293,057	1,421,907
営業利益	189,527	250,425
営業外収益		
受取利息	27	26
投資事業組合運用益	344	20,751
保険解約返戻金	4,434	-
その他	616	1,939
営業外収益合計	5,422	22,717
営業外費用		
支払利息	740	569
自己株式取得費用	577	-
営業外費用合計	1,317	569
経常利益	193,632	272,572
特別利益		
新株予約権戻入益	-	24
投資有価証券売却益	37,499	1,999
受取保険金	-	60,000
事業譲渡益	14,650	-
特別利益合計	52,149	62,023
特別損失		
特別調査費用	-	176,822
特別損失合計	-	176,822
税引前当期純利益	245,782	157,774
法人税、住民税及び事業税	39,174	16,383
法人税等調整額	19,071	4,724
法人税等合計	58,246	11,658
当期純利益	187,536	146,115

製造原価明細書

		前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		690,546	81.2	812,297	77.3
経費		159,525	18.8	238,186	22.7
当期総製造費用		850,072	100.0	1,050,483	100.0
仕掛品期首たな卸高		4,622		12,944	
合計		854,695		1,063,428	
仕掛品期末たな卸高		12,944		32,062	
当期製品製造原価		841,750		1,031,365	
商品期首たな卸高		-		-	
当期商品仕入高		-		-	
合計		841,750		1,031,365	
商品期末たな卸高		-		-	
当期売上原価		841,750		1,031,365	

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	50,364	108,081
設備費	37,390	49,878

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算 差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	1,360,507	1,021,507	-	1,021,507	339,910	339,910	510	2,041,593	2,646	2,646	2,850	2,047,090
当期変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)	722,967	722,967		722,967				1,445,934				1,445,934
資本金から剰余金 への振替	1,060,507		1,060,507	1,060,507				-				-
準備金から剰余金 への振替		721,507	721,507	-				-				-
欠損填補			339,910	339,910	339,910	339,910		-				-
当期純利益					187,536	187,536		187,536				187,536
自己株式の取得							499,217	499,217				499,217
自己株式の処分			5,295	5,295			37,024	31,728				31,728
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									3,082	3,082	-	3,082
当期変動額合計	337,540	1,459	1,436,808	1,438,267	527,447	527,447	462,192	1,165,982	3,082	3,082	-	1,169,065
当期末残高	1,022,967	1,022,967	1,436,808	2,459,775	187,536	187,536	462,702	3,207,575	5,729	5,729	2,850	3,216,155

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
					繰越利益 剰余金							
当期首残高	1,022,967	1,022,967	1,436,808	2,459,775	187,536	187,536	462,702	3,207,575	5,729	5,729	2,850	3,216,155
当期変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)								-				-
資本金から剰余金 への振替								-				
準備金から剰余金 への振替								-				-
欠損填補								-				-
当期純利益					146,115	146,115		146,115				146,115
自己株式の取得								-				-
自己株式の処分								-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									481	481	24	505
当期変動額合計	-	-	-	-	146,115	146,115	-	146,115	481	481	24	145,610
当期末残高	1,022,967	1,022,967	1,436,808	2,459,775	333,651	333,651	462,702	3,353,691	5,248	5,248	2,826	3,361,766

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	245,782	157,774
減価償却費	44,687	46,029
投資有価証券売却損益(は益)	37,499	1,999
事業譲渡損益(は益)	14,650	-
株式報酬費用	23,796	7,932
特別調査費用	-	176,822
受取利息	27	26
支払利息	740	569
新株予約権戻入益	-	24
保険解約返戻金	4,434	-
受取保険金	-	60,000
売上債権の増減額(は増加)	162,078	66,634
たな卸資産の増減額(は増加)	8,321	19,118
前渡金の増減額(は増加)	3,924	1,863
前払費用の増減額(は増加)	1,196	6,175
仕入債務の増減額(は減少)	3,990	12,938
未払金の増減額(は減少)	9,784	1,973
未払費用の増減額(は減少)	42,729	11,989
未払消費税等の増減額(は減少)	18,724	18,950
預り金の増減額(は減少)	623	2,580
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	10,515	11,714
その他	28,723	14,169
小計	63,337	254,813
利息及び配当金の受取額	23	22
利息の支払額	740	569
法人税等の支払額	34,364	49,969
特別調査費用の支払額	-	176,822
保険金の受取額	-	60,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,255	87,474

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	37,500	2,000
投資事業組合からの分配金による収入	14,800	30,617
有形固定資産の取得による支出	71,003	29,955
無形固定資産の取得による支出	56,669	9,329
敷金及び保証金の差入による支出	12,095	-
敷金及び保証金の回収による収入	40,470	510
保険積立金の積立による支出	1,366	-
保険積立金の解約による収入	13,112	-
事業譲渡による収入	14,650	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,601	6,157
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	290,000	-
借入金の返済による支出	72,396	96,528
自己株式の取得による支出	499,217	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	281,613	96,528
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	273,958	15,210
現金及び現金同等物の期首残高	2,892,962	2,619,004
現金及び現金同等物の期末残高	2,619,004	2,603,793

(5)財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用益」は金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた960千円は、「投資事業組合運用益」344千円、「その他」616千円として組み替えております。

(追加情報)

(受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準)

前事業年度において、工事進行基準を適用する予定の売上取引について成果の確実性が確認できない売上取引が一部生じたことから、当事業年度において、工事進行基準を適用する売上取引に係る工事原価の信頼性のある見積の方法について改めて検討を行ったところ、一部の売上取引については、工事進行基準の適用を行わないことといたしました。

この結果、売上高が17,676千円減少し、「売上総利益」、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」がそれぞれ12,258千円減少しております。

(セグメント情報等)

当社は、データソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日)
１株当たり純資産額	727.00円	759.99円
１株当たり当期純利益金額	54.88円	33.06円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	42.35円	32.24円

（注） 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	187,536	146,115
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	187,536	146,115
普通株式の期中平均株式数(株)	3,417,218	4,419,855
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,010,811	111,724
(うち新株予約権(株))	(-)	(111,724)
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(1,010,811)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第13回新株予約権 普通株式 50,000株 第14回新株予約権 普通株式 150,000株	第13回新株予約権 普通株式 48,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日	2020年 6 月12日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第 3 四半期)	自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月30日	2020年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(E D I N E T)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月12日

株式会社A L B E R T

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋 志	印
--------------------	-------	---	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 原	諭	印
--------------------	-------	-----	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A L B E R Tの2019年1月1日から2019年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A L B E R Tの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社A L B E R Tの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社A L B E R Tが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制及び業務処理統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は関連する取引について外部調査委員会による調査を行い、その結果特定した必要な修正はすべて財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月13日

株式会社A L B E R T

取締役会 御中

和 泉 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員

公認会計士 諏 訪 祐一郎

業務執行社員

公認会計士 松 藤 悠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A L B E R Tの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A L B E R Tの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2019年11月7日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2020年6月12日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。